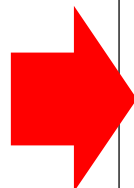


松崎町外に住民票がある方で、やむを得ない事情があり、松崎町で接種を希望する時は申請が必要になります。

事前申請が必要な方

- ① 出産のために里帰りしている妊産婦
- ② 単身赴任者
- ③ 遠隔地から下宿している学生
- ④ DV・ストーカー行為等児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- ⑤ その他、町長がやむを得ない事情があると認める者



- ① 松崎町に住所地外接種の申請をし、「接種届出済証」の交付を受ける
【申請方法】
 - ・ 郵送による申請
提出物：住所地外接種届出書、住所地の接種券の写し
郵送先：〒410-3696 賀茂郡松崎町宮内 301-1 健康福祉課
 - ・ 窓口で申請
持ち物：住所地の接種券（又は接種券の写し）
- ② 住所地が発行した接種券・予診票、松崎町が発行した「接種届出済証」、本人確認ができる物を持参し、接種を受けてください。

①～⑤に該当しない方は、住民票を置いている市町村等での接種となります。